

○松山衛生事務組合職員の分限に関する条例

制 定 平成 3 年 3 月 26 日条例第 3 号

松山衛生事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 4 3 年条例第 1 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 7 条第 2 項及び第 2 8 条第 3 項の規定に基づき、職員の意に反する休職の事由並びに職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（準用）

第 2 条 本組合職員の分限に関しては、松山市職員の分限に関する条例（昭和 2 6 年松山市条例第 2 5 号）を準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。